

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

（会計課）

一

○建設工事執行規則の一部を改正する規則

（契約課）

二

○令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則

（同）

二

訓 令 甲

○出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

（会計課）

三

○県工事検査規程の一部を改正する訓令

（検査課）

三

告 示

○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

（会計課）

三

○平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部改正

（同）

三

○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正

（契約課）

四

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百九号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百八条」を「第二百九条」に、「第二百九条」を「第二百二十条」に改める。

第二条第三号中「教育次長」を「副教育長」に、同条第四号中「労働委員会事務局総務課」を「労働

働委員会事務局審査調整課」に改める。

第四条第二号中「出納局次長」を「出納局副局長」に改める。

第五条第一項第二号中「もの」の下に「（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第五条の規定による費用弁償を除く。）」を加える。

第三十一条第二項ただし書中「で少額のもの」を「その他別に定める歳入」に改める。

第三十四条第二項中「納入通知書」の下に「（第三十七条の二第一項の規定によるものを除く。）」を加える。

第三十七条第二項ただし書中「、次の各号に掲げる場合において、あらかじめ出納局会計課長と協議し、承認を受けているときは」を削り、同項第一号中「であると見込まれる」を「であり、かつ、翌営業日までに指定金融機関等に払い込むことが効率的でない」に改め、同条中第五項を第六項とし、

第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 出納員又は現金取扱員は、前項第一号に該当して領収した現金等を領収した日の翌日から起算して五営業日以内に指定金融機関等に払い込む場合においては、あらかじめ出納局会計課長と協議し

なければならぬ。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（現金の領収の特例）

第三十七条の二 歳入徴収者は、納入義務者が多数であり、かつ、その収入の確保及び納入義務者の

の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、納入義務者からの申出により、当該納入義務者が

納付すべき収入金を出納員又は現金取扱員が開設する口座（以下「現金領収口座」という。）に振り

込むよう、第三十四条第一項の規定による納入通知をすることができる。

2 出納員又は現金取扱員は、前項の通知により現金領収口座に振り込まれた現金を別に定める方法

により会計管理者が指定する口座に払い込まなければならない。

3 歳入徴収者は、第一項の規定により通知するときは、別に定める事項について、あらかじめ会計

管理者と協議しなければならない。

第七十七条中「定める給与」の下に「（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例

第七條第一項に規定する委員等の給与を除く。）」を加える。

第八十三條中「決算調書にあつては翌年度の六月二十日、決算説明資料にあつては」を削る。

第八十七條第一項中「ついて年五パーセントの割合の利息」を「国の債権の管理等に関する法律

施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第二十九條第一項本文の規定により財務大臣が定める率

を乗じて計算した延納利息」に改める。

第二百八條第一号中「（限る。）」の下に「、技術主任主査（班長を命ぜられた者に限る。）」を加える。

第二百八條第一号中「（限る。）」の下に「、技術主任主査（班長を命ぜられた者に限る。）」を加える。

第二百十四条の次に次の一条を加える。

(決算に関する事務の取扱いの特例)

第二百十四条の二 部局長は、第八十三条の規定により決算調書を作成するときは、当該調書の作成に必要な事項を電子情報処理組織に記録するものとする。

2 前項の規定により電子情報処理組織に記録したときは、会計管理者に第八十三条の規定による提出があつたものとみなす。

3 第一項の場合において、必要な事項が既に電子情報処理組織に記録されているときは、当該事項を重ねて記録することを要しない。

附則第十四項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

別表第二支出負担行為の整理区分表(その一)の7の項を削り、同表の8の項中「11」を「10」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の9の項を同表の8の項とし、同表の10の項中「11」を「10」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の11の項中「による」を「等契約締結時点で支出額が確定していない」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の12の項を同表の11の項とし、同表の13の項中「社会福祉関係のもの及び単価契約による」を「単価契約等契約締結時点で支出額が確定していない」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の14の項中「による」を「等契約締結時点で支出額が確定していない」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の15の項を同表の14の項とし、同表の16の項中「による」を「等契約締結時点で支出額が確定していない」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の17の項と18の項と19の項と20の項と11を「10」に改め、同項を同表の19の項とし、同表中21の項を20の項とし、22の項から28の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二支出負担行為の整理区分表(その二)の7の項中「による」を「等契約締結時点で支出額が確定していない」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「別表第二の十一の項」を「別表第二支出負担行為の整理区分表(その一)の十の項」に、「総括担当を命ぜられた課長補佐若しくは技術補佐」を「総括課長補佐若しくは総括技術補佐」に改め、「会計課管理官」の下に「又は次長」を加え、同表地方公所(財務規則第二条第二号の地方公所をいう。以下同じ。(工事の施行の権限をその長に委任されている地方公所に限る。))の項及び出先機関(行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)第二十五条第二項の出先機関をいう。以下同じ。(工事の施行の専決権限をその長が有する出先機関に限る。))の項中「総括担当を命ぜられた次長」を「総括次長」に、「庶務を担当する次長」を「庶務を担当する総括次長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十一号

令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県が物品の調達若しくは借受け若しくは役務の調達に係る契約又は電気の供給を受ける契約を締結するために令和三年度において行う一般競争入札又は指名競争入札における入札保証金の免除に関し、財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の特例を定めるものとする。
(入札保証金の免除の特例)

第二条 契約執行者は、財務規則第九十八条第一項(同規則第一百七条において準用する場合を含む。)に規定する場合のほか、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十号

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

出納事務決裁規程（昭和六十年出納長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「出納局次長」を「出納局副局長」に改め、同条中第五号を第六号とし、

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「昭和三十三年宮城県規則第七号」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 財務規則（昭和三十三年宮城県規則第七号）第三十七条の二第三項の規定による承認

第五条第一号イ中「賃借料」の下に、「扶助費」を加え、「並びに寄附金及び」を「寄附金並びに」に改める。

第六条の見出し中「出納局会計課長補佐」を「出納局会計課総括課長補佐」に、同条中「出納局会計課長補佐（総括担当を命ぜられた者に限る。）」を「出納局会計課の支出命令の審査を担当する総括課長補佐」に改め、同条第一号中「貸付金及び」を「扶助費、貸付金並びに」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2 出納局会計課の歳入歳出外現金の出納を担当する総括課長補佐は、歳入歳出外現金の払出しに關する事務を専決することができる。

第七条第一項第一号中「旅費（」の下に「職員に支給するものうち会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第五条の規定による費用弁償及び」を加え、「扶助費」を削り、同項第二号中「貸付金」を「扶助費、貸付金並びに」に改める。

第十条第二項及び第十一号中「出納局次長」を「出納局副局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第三十一号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

県工事検査規程（昭和三十三年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「主任主査」を「技術主任主査」に改める。

第六条中「監督員」を「監督職員」に改める。

第七条第一項第一号中「行う場合は、」の下に「監督職員のうち当該検査に係る工事の」を加え、同項第二号中「行う場合は、」の下に「監督職員のうち」を加える。

別表第一検査課の項中「技術補佐（総括担当）、主任主査」を「総括課長補佐（技術を担当する職員に限る。）、総括技術補佐、技術主任主査」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百八十九号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

告 示

○宮城県告示第二百八十九号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「、気仙沼県税事務所、消防学校及び防災ヘリコプター管理事務所」を「及び気仙沼県税事務所」に改める。

第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げる。

第三号中「、環境放射線監視センター」を削り、同号を第四号とする。

第二号中「震災・復興企画部」を「企画部」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 復興・危機管理部

消防学校、防災ヘリコプター管理事務所及び環境放射線監視センター

○宮城県告示第二百九十一号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十七条第七項中「第2.6.1.1.1.1」を「第2.6.1.1.1.1.1」に改め、同様式の第四十条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同様式の第五十七条第三項、第五十九条第五項、第六十条第二項及び第六十三条中「第2.6.1.1.1.1.1」を「第2.6.1.1.1.1.1.1」に改める。